

令和2年2月14日

世田谷区長

保坂 展人 様

世田谷区公契約適正化委員会

会長 中川 義英

令和元年6月26日付で諮問のあった事項について、
別添のとおり中間報告を提出いたします。

令和2年2月14日

世田谷区長
保坂 展人 様

世田谷区公契約適正化委員会
会長 中川 義英

令和元年6月26日付諮問に係る中間報告

諮 問

- 公契約にかかる区内の経営環境と労働条件の改善・向上を図るための施策について
- 工事以外の公契約における職種別の労働報酬のあり方について

世田谷区公契約条例第6条第2項の規定に基づく、令和元年6月26日付諮問について、これまで公契約適正化委員会において各委員から出された意見を、答申に向けた検討の方向性として取りまとめ、以下のとおり中間報告とする。

今後、答申に向けてさらに議論を深めていくが、この中間報告において課題としている方向性が条例の本旨に則り、納税者である区民の理解が得られ、区の各事業との整合性を図ることを前提に、今後の予算や入札制度の改善において可能な限り先行して反映し、区内産業の振興及び地域経済の活性化が図られることを望むものである。

1. 検討の過程で出された意見等

- (1) 諮問「公契約にかかる区内の経営環境と労働条件の改善・向上を図るための施策について」
- ・公契約の実効性の担保の観点から、下請けも含めた労働条件の確保及び労働報酬下限額の適用状況の把握が必要である。
 - ・公契約条例の適用状況の把握については、事業者側の経営環境の観点からの把握も必要である。
 - ・事業者の取引業務における公契約の占める割合なども公契約の実効性担保に影響があると考える。
 - ・適正な予定額による公正・公平で競争性のある入札が担保されるよう、予定額の算定に関しても公契約の趣旨を踏まえた入札制度の改革を継続することが望まれる。
 - ・下請け業者、一人親方等も含めた法定福利費の遵守の促進に向けた検討を進める必要がある。
 - ・工事車両の搬入や騒音対策等、工事現場の周辺環境（自然災害等、予期しえぬ事象を含む）を加味した予定価格や工期の設定の可能性を探るべきである。
 - ・区による労働条件・経営状態等の実態把握をさらに進めることが重要である。（労働条件確認帳票、実態調査、アンケート調査）
 - ・区民、事業者、従業員に向けた公契約条例の主旨及び内容の周知、啓発の一層の推進を図っていく必要がある。

(2) 諮問「工事以外の公契約における職種別の労働報酬のあり方について」

- ・委託業務については、配置人員、職種を指定した仕様や業務内容を細かく指定し従事者の要件などは指定していない仕様があり、何を職種として定義するかが重要である。
- ・委託業務を中心的に担う職種は、業務内容によりそれぞれ異なるため、職種別の労働報酬下限額の適用範囲について検討が必要である。
- ・職種の定義については、資格と業務のどちらに着目するかについても検討が必要である。
- ・人材確保の視点からの検討も必要である。

2. 今後の検討課題とその項目

(1) 諮問「公契約にかかる区内の経営環境と労働条件の改善・向上を図るための施策について」

①経営環境の改善について

- ・技術者及び若手人材の確保、育成支援
- ・賃金水準向上をめざした適正経営規模のあり方

②適正な労働条件等の確保について

- ・賃金のあり方
- ・公契約の対象となる労働者の範囲の明確化
- ・働き方改革の推進に向けた担い手3法の具体化の検討

③公正かつ適正な入札の実施について

- ・社会経済状況等に適合し、区内の産業育成に効果的な入札・契約制度の改善
- ・業務委託における入札・契約時の見積内訳の透明化
- ・総合評価方式のあり方（拡充）—金額、評価項目の範囲、工事種別等の検討
- ・入札参加資格の弾力化—区内事業者育成の観点から、経営規模や技術者数に応じた手持ち工事数の検討

(2) 諮問「工事以外の公契約における職種別の労働報酬のあり方について」

①公契約の対象となる業務と職種（業種）別の整理

②職種（業種）別の労働報酬下限額設定の考え方

③人材確保の観点からの労働報酬下限額設定のあり方

④経営環境と労働条件の両方の視点での職種別賃金体系の将来像

3. 区の取り組みを踏まえた答申に向けた今後の検討の方向性

区では平成27年に世田谷区公契約条例を施行後、その運用にあたり、一定額以上の契約案件について、事業者から労働条件確認帳票（チェックシート）の提出を求め、契約担当において、その内容に基づく従事者の労働条件等の確認を実施してきた。今年度は、さらに発注元である事業所管課においても受注者に対して確認をするよう事務を変更しており、全庁を挙げての取り組みへと拡大してきた。また、チェックシートに記載の労働条件の実態を把握するため、事業者を対象に社会保険労務士による訪問調査にも着手している。

また、諮問に関連する事項を含め、来年度契約する事業者に対し、公契約条例の運用に伴う経営環境と労働環境への影響等を把握するため、事業者向けアンケートを実施し、4月1日から契約する事業者に配付を開始したところである。

このアンケートについては、工事と工事以外（委託等）の2種を作成しており、公契約条例制定による履行内容の質の向上や賃金の上昇、労働環境の改善にかかる共通の質問に加え、工事請負契約にあつては、元請け事業者における下請負者の賃金や社会保険の加入状況の把握についての質問、また、工事以外の契約にあつては、職種別下限額設定に当たって望ましいと思われる職種についての質問などを設定している。この事業者アンケートの分析結果については、来年度当初開催予定の当委員会への中間報告が予定されている。

当委員会では、こうした区の取り組みの評価も含め、公契約条例の適正な履行に向けて、引き続き諮問に関する、議論・検討を重ね、来年度の答申に向けて取り組んでいく。